諮問庁:外務大臣

諮問日:平成28年2月5日(平成28年(行情)諮問第77号)

答申日:平成28年10月19日(平成28年度(行情)答申第430号)

事件名:特定事件番号の答申書に記載の特定の主張の根拠となった文書の一部

開示決定に関する件(文書の特定)

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

「国際平和協力の在り方について政府部内での検討を進めるため、日本国憲法解釈としての『武力の行使の一体化』に当たる行為(活動)の評価を、国際法の立場から検証するとともに、憲法という国内法の側面及び国際政治という政策的見地から分野横断的に改めて論点を整理することを目的(平成26年度(行情)答申第457号)」との主張の根拠となった文書の全て(以下「本件請求文書」という。)の開示請求につき、「調査研究に係る経費支出について」(以下「本件対象文書」という。)を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年7月31日 付け情報公開第01220号により外務大臣(以下「外務大臣」、「処分 庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」と いう。)について、文書の再特定を求める。

2 異議申立ての理由

請求と異なる文書が特定されている。

特定された文書は、委託契約に関する決裁文書であり、外務省安全保障 法制研究会の開催目的を説明する文書たり得ない。

よって改めて文書の特定を行うべきである。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、異議申立人が行った開示請求「国際平和協力の在り方について政府部内での検討を進めるため、日本国憲法解釈としての『武力の行使の一体化』に当たる行為(活動)の評価を、国際法の立場から検証するとともに、憲法という国内法の側面及び国際政治という政策的見地から分野

横断的に改めて論点を整理することを目的(平成26年度(行情)答申第457号(以下「別件答申」という。))との主張の根拠となった文書の全て」に対し、1文書を特定し、部分開示とする原処分を行った。

- 2 本件対象文書について 本件対象文書は、「調査研究に係る経費支出について」である。
- 3 異議申立人の主張及びその検討
- (1) 異議申立人は、「特定された文書は、委託契約に関する決裁文書であり、外務省安全保障法制研究会の開催目的を説明する文書たり得ない。 よって改めて文書の特定を行うべきである。」旨主張している。
- (2) しかしながら、異議申立人が出典とした答申書における外務省安全保 障法制研究会の開催目的に関する記述は、本件対象文書の文言とほぼ同 じであることから、答申は本件対象文書の記述を引用したと考えられ、 本件対象文書が答申の記述内容の根拠たり得る文書であり、その他に該 当する文書は存在しない。
- (3) したがって、請求と異なる文書が特定されているとの異議申立人の主 張には理由がない。
- 4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当で あると判断する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年2月5日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年7月25日

審議

④ 同年9月27日

審議

⑤ 同年10月17日

審議

### 第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別件答申に記載の「国際平和協力の在り方について政府部内での検討を進めるため、日本国憲法解釈としての『武力の行使の一体化』に当たる行為(活動)の評価を、国際法の立場から検証するとともに、憲法という国内法の側面及び国際政治という政策的見地から分野横断的に改めて論点を整理することを目的」との主張(以下「特定主張」という。)の根拠となった文書の開示を求めるものである。

異議申立人は、文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を 特定し一部開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文 書の特定の妥当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)本件対象文書の特定について、情報公開・個人情報保護審査会事務局 職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。
  - ア 特定主張は、別件答申において、平成16年2月ないし11月の間に行われた外務省安全保障法制研究会(以下「研究会」という。)の開催目的等について、当時の情報公開・個人情報保護審査会事務局職員が外務省から聴取した内容として記載されているものである。原処分においては、別件答申の諮問の際に情報公開・個人情報審査会に提示した文書のうち、研究会に係る経費支出に関する決裁文書であり、経費支出のために研究会の開催目的等を説明しており、なおかつ特定主張と同旨の記述がある本件対象文書を特定した。
  - イ 研究会の関連文書は全て行政文書ファイル「安保概念3」につづられており、同ファイル内には本件対象文書の他に、特定主張と同旨の記述がある文書は存在しない。
  - ウ 本件異議申立てを受け、念のため、パソコン上のファイルや書架等の探索を行ったが、行政文書ファイル「安保概念3」以外に、本件請求文書に該当する文書がつづられている行政文書ファイルの存在は確認できなかった。
- (2)諮問庁から行政文書ファイル「安保概念3」の提示を受けて確認した ところ、諮問庁の上記(1)アの説明のとおり、本件対象文書には研究 会に係る経費支出の決裁文書として研究会の開催目的等について記述し ている部分があり、当該部分には別件答申に記載の特定主張と同旨の記 述があることから、本件対象文書は本件請求文書に該当すると認められ る。

また,諮問庁の上記(1)イの説明のとおり,行政文書ファイル「安保概念3」には,本件対象文書以外に特定主張と同旨の記述がある文書は存在しないと認められる。

さらに、研究会の会合は平成15年度から平成16年度にかけて行われていることから、諮問庁から、研究会の担当課が平成15年度及び平成16年度に作成又は取得した行政文書を保存した行政文書ファイルが登録されている行政文書ファイル管理簿の提示を受けて確認したところ、行政文書ファイル「安保概念3」以外に、開示請求時点で、研究会に関する文書がつづられている行政文書ファイルは存在していないと認められる。

以上を踏まえると外務省において、本件対象文書以外に本件請求文書 に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定 し、一部開示した決定については、外務省において、本件対象文書の外に 開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないの で、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

# (第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久